

第6期横浜市子ども・子育て会議 第3回保育・教育部会
第34期横浜市児童福祉審議会 第3回保育部会 合同部会

日時：令和5年6月5日（月）18:00～

場所：市役所 18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 議事

報告＜公開案件＞

【子ども・子育て会議】

- (1) 令和5年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について
- (2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査概要について

【児童福祉審議会】

- (3) 令和6年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

議事＜非公開案件＞

【児童福祉審議会】

- (4) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (5) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

3 その他

4 閉会

〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 令和5年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

資料4 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査概要について

資料5 令和6年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

第 6 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 34 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

＜第 6 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	臨時委員

＜第 34 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	臨時委員
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	山瀬 範子	

◎：部会長 ○：職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	齋藤 真美奈
	保育対策等担当部長	渡辺 将
課長	企画調整課長	柿沼 千尋
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育認定課長	馬淵 由香
	保育対策課長	安藤 敦久
	保育対策課担当課長	岡崎 有希
	保育対策課担当課長	大島 範子
	こども施設整備課長	安達 友彦
係長	企画調整課担当係長	生野 元康
	保育・教育支援課 事業調整係長	佐藤 真知
	保育・教育認定課担当係長	阿武 拓実
	保育対策課 担当係長	木村 厚朗
	保育対策課 担当係長	湯淺 真弥
	こども施設整備課 担当係長	橋口 猛
	こども施設整備課 整備等担当係長	青木 俊春
	こども施設整備課 整備等担当係長	後藤 崇
こども施設整備課 整備等担当係長	坂本 佑氏	

令和5年5月16日
こども青少年局保育対策課

令和5年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

この度、横浜市の保育所等利用待機児童数を取りまとめましたので、お知らせします。待機児童数は10人となり、昨年度と比べ1人減少しました。

引き続き待機児童等の状況について分析を進め、既存の資源を最大限活用したうえで保育ニーズの高い地域を重点に必要な施設・事業を整備するなど、必要な対策を進めていきます。さらに、喫緊の課題である保育士等の確保について、採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

集計結果のポイント

- ・ 待機児童数は10人となり、昨年度と比べ1人減少
- ・ 保育所等利用申請者数は74,459人、保育所等の利用児童数は71,236人
- ・ 待機児童のうち、1歳児が7人で全体の7割

《別紙資料》

- (1) 令和5年度 保育所等利用待機児童対策について（別紙1）
- (2) 保育所等利用待機児童数の状況等について（別紙2）

お問合せ先		
こども青少年局保育対策課長	安藤 敦久	Tel 045-671-3955

令和5年度 保育所等利用待機児童について

令和5年5月16日
記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

- 保育所等利用申請者数、利用児童数は共に過去最多
- 待機児童数は10人となり、昨年度と比べ1人減少

	令和5年4月	対前年比
就学前児童数	155,332人	▲5,452人
保育所等利用申請者数(A)	74,459人 ※過去最多	+ 921人
利用児童数(B)	71,236人 ※過去最多	+ 635人
育児休業延長の希望の方(C)	1,468人	+ 178人
保留児童数 (育児休業延長希望の方を除く) (A) -(B) -(C)	1,755人	+ 108人
待機児童数	10人	▲1人

※保留児童数には、待機児童10人も含まれます。

・待機児童は他の保育サービス等につなげることで減少

待機児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R5年4月(A)	2人	7人	0人	1人	0人	0人	10人
R4年4月(B)	4人	5人	2人	0人	0人	0人	11人
差引(A)-(B)	▲2人	2人	▲2人	1人	0人	0人	▲1人

- ・横浜保育室や年度限定保育事業※、企業主導型保育事業など他の保育サービスへの利用に繋げることなどにより、**待機児童数は減**
- ・1歳児が全体の7割を占める。

※年度限定保育事業…保留となった児童を認可保育所や小規模保育事業で1年度限定でお預かりする事業

・保留児童数（育児休業延長希望の方を除く）は、昨年度と比べ108人増

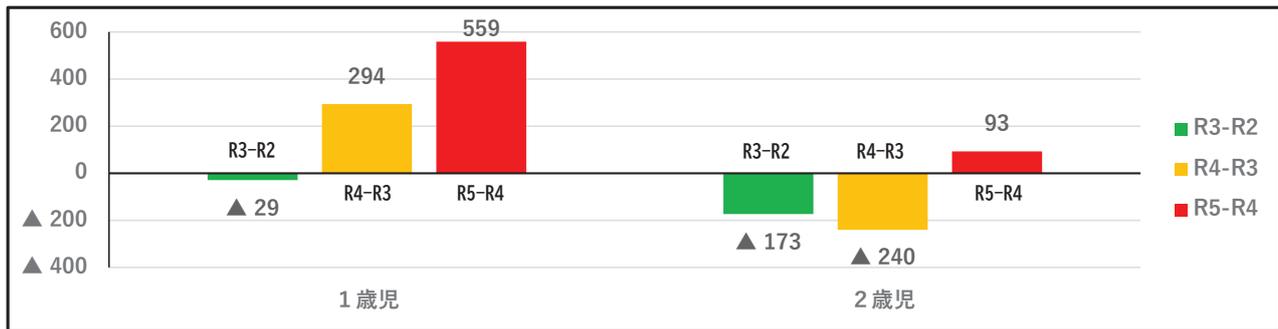
	令和5年4月	対前年比
就学前児童数	155,332人	▲5,452人
保育所等利用申請者数(A)	74,459人 ※過去最多	+921人
利用児童数(B)	71,236人 ※過去最多	+635人
育児休業延長の希望の方(C)	1,468人	+178人
保留児童数（育児休業延長希望の方を除く） (A)-(B)-(C)	1,755人	+108人
待機児童数	10人	▲1人

※保留児童数には、待機児童10人も含まれます。

・新規申請者は、1・2歳児の申請者数で大幅に増加

新規申請者	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R5年4月(A)	5,533人	8,616人	2,014人	977人	283人	140人	17,563人
R4年4月(B)	5,749人	8,057人	1,921人	1,112人	373人	208人	17,420人
差引(A)-(B)	▲216人	559人	93人	▲135人	▲90人	▲68人	143人

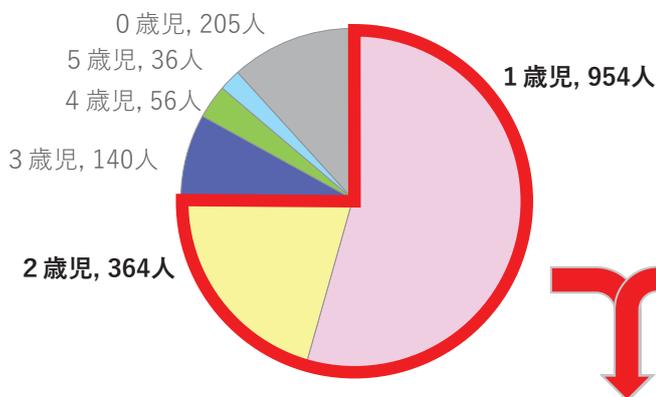
・1・2歳児の過去3年間の新規申請者数の増減数



4

・保留児童（育児休業延長希望の方を除く1,755人）の状況

【年齢別内訳】



【状況別内訳】

	R5.4
横浜保育室等入所者数	478人
育児休業の延長を許容できる方	333人
求職活動を休止している方	110人
特定保育所等へのみの申込者など	824人
待機児童	10人

- ・保留児童対策タスクフォースによるデータ分析結果に基づく取組を実施
- ・特に、他の保育サービスや育児休業を利用できない方等に向けた対応を早期実施

5

令和5年度の待機児童・保留児童対策の主な取組

■保留児童対策タスクフォースによるデータ分析結果に基づく取組

- ・ **1、2歳児の受入れ枠確保**
- ・ 一時預かり事業等の拡充
- ・ 障害児・医療的ケア児の対応
- ・ 選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上

■保育士・幼稚園等の保育者の確保

1、2歳児の受入れ枠確保

(1) 既存施設の1・2歳児の受入れ枠拡大【前倒して4月から実施】

0歳児から1歳児への定員振替など、定員構成の見直し時期を前倒して実施します。また、年度限定保育事業による新規受入れ枠を拡大します。

(2) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援（駐車場助成）【5月～募集】

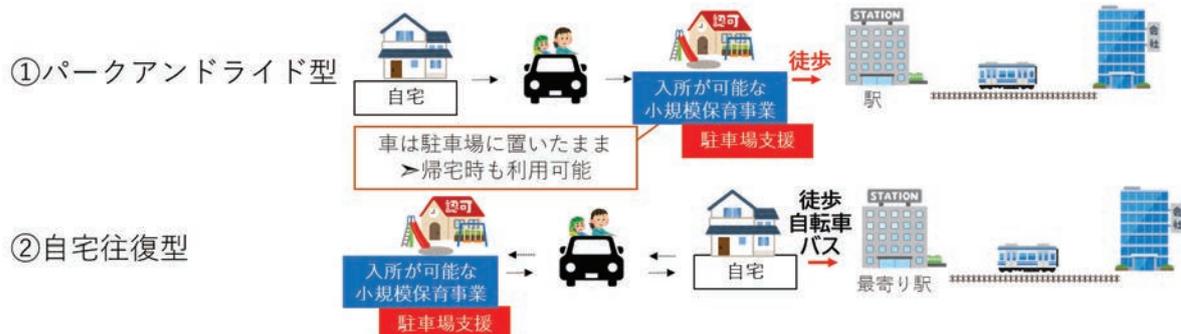
1・2歳児で保留となった方が、自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用を助成します。（次項参照）

(3) 整備が必要なエリアでの認可保育所等の整備

大規模な宅地開発などにより、なお受入れ枠が不足する地域に、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備します。

《参考》 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援（駐車場助成）

- 【対象者】 1・2歳児の保育となった方のうち、遠方（概ね2km以上）でバス等で通えない入所が可能な小規模保育事業に入所が決定された方
- 【補助額】 上限25,000円/月
- 【利用イメージ】 以下のような利用を想定しています。



※その他、すでに車で通勤されている方が通勤途中で保育所に寄る場合など、保護者の方にとって高い自由度で制度をご利用いただける仕組みとしていきます。

一時預かり事業等の拡充

(1) 一時預かり事業における0歳児の預かりに対する補助の拡充等

0歳児の預かりに対する施設への補助を拡充するほか、施設改修費に対する補助の新設等により、受入れ体制を強化します。

(2) 幼稚園等における長時間預かりの拡充

私立幼稚園等預かり保育事業は新たに2園を認定予定です。私立幼稚園2歳児受入れ推進事業は新たに5園を募集します。

障害児・医療的ケア児の対応

(1) 「医療的ケア児サポート保育園」の認定

看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに12園認定します。

(2) 医療的ケア対応看護職員雇用費の拡充や施設改修費の新設等

医療的ケアを行う看護職員の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。

選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上

(1) 園選びのための保育所等情報サイトの作成

情報収集や園見学などを通じて希望施設の選択肢を広げるため、各保育所等の雰囲気や魅力を効果的に発信するウェブサイトを作成し、保護者の園選びを支援します。

(2) 園内研修等を援助・コーディネートする人材の育成

保育の質を向上する取組の柱の一つである「園内研修・研究」の充実を図るため、自・他園で園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材の育成を行います。

保育士・幼稚園等の保育者の確保

(1) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

(2) 「働きやすい環境づくり」を目的とした施設長向け研修

保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマにした研修を実施します。

(3) 保育士宿舎借上げ支援事業及び処遇改善

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。

引き続き、国の「処遇改善等加算Ⅱ」に併せて経験年数7年以上の要件を満たす全ての保育士等に月額4万円の処遇改善を実施します。また、公定価格に新たに設けられた「処遇改善等加算Ⅲ」に併せて、市として定める職員配置を満たすために市独自で行っている加算に係る部分等についても本市独自助成を行います。¹¹

保育所等利用待機児童数の状況等について

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

区分	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R5-R4
就学前児童数	165,549	160,784	155,332	▲ 5,452
保育所等利用申請者数 (A)	72,527	73,538	74,459	921
利用児童数 (B)	69,685	70,601	71,236	635
保留児童数 (C)=(A)-(B)	2,842	2,937	3,223	286
育児休業の延長を希望されている方 (D)	1,124	1,290	1,468	178
育児休業延長希望を除いた数 (E)=(C-D)	1,718	1,647	1,755	108
横浜保育室等入所数 (F)	455	437	478	41
横浜保育室・川崎認定保育園	107	58	33	▲ 25
幼稚園等預かり保育	87	105	133	28
事業所内保育施設・企業主導型保育事業	145	140	116	▲ 24
年度限定保育事業	75	85	124	39
一時保育等	41	49	72	23
育児休業の延長を許容できる方 (G) (*1)	311	376	333	▲ 43
求職活動を休止している方 (H) (*2)	101	116	110	▲ 6
特定保育所等のみの申込者など (I) (*3)	835	707	824	117
待機児童数 (J)=(C)-[(D)+(F)+(G)+(H)+(I)]	16	11	10	▲ 1

(*) 補足説明

- *1 4月1日に育児休業を取得されており当面復職の意思がないことを確認できた方のうち (D) を除く方。育児休業は原則として子が1歳に達するまで取得できるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長が可能。
- *2 主に自宅において求職活動をされている方
- *3 申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 待機児童数及び保留児童数の状況

ア 新規申請者の対前年度比較

1・2歳児の申請が前年度に比べ652人と大幅に増えています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R5年4月(A)	5,533人	8,616人	2,014人	977人	283人	140人	17,563人
R4年4月(B)	5,749人	8,057人	1,921人	1,112人	373人	208人	17,420人
差引(A-B)	▲216人	559人	93人	▲135人	▲90人	▲68人	143人

イ クラス年齢別の状況

待機児童・保留児童ともに1・2歳児が全体の7割以上を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保留児童数 (育休希望を除く)	205人	954人	364人	140人	56人	36人	1,755人
	11.7%	54.4%	20.7%	8.0%	3.2%	2.1%	100.0%
待機児童数	2人	7人	0人	1人	0人	0人	10人
	20.0%	70.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%

ウ 選考基準別の状況

待機児童は、Cランク、Dランクの方が多く、全体の7割以上を占めています。

	A	B	C	D	E	F	G以下	その他	計
待機児童数	1人	0人	4人	3人	0人	2人	0人	0人	10人
	10.0%	0.0%	40.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%

※ランクについては、9ページの参考資料4をご参照ください。

(3) 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園917園のうち、331園(2,086人)で定員外入所を実施している一方、513園(3,775人)で定員割れが生じています。

	定員外入所数			定員割れ人数			
	R4年4月(A)	R5年4月(B)	差引(B-A)	R4年4月(A)	R5年4月(B)	差引(B-A)	
施設数	324園	331園	7園	482園	513園	31園	
人数	2,125人	2,086人	▲39人	3,387人	3,775人	388人	
内訳	0歳児	▲46人	▲83人	▲37人	731人	858人	127人
	1・2歳児	1,167人	1,140人	▲27人	365人	310人	▲55人
	3～5歳児	1,004人	1,029人	25人	2,291人	2,607人	316人

※市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠は、開所後2年間は定員割れの算定から除く。
 ※各施設の総定員数に対して利用児童数が上回っている場合を定員外入所、下回っている場合を定員割れとして集計。

2 令和5年度の待機児童・保留児童対策の取組

(1) 保留児童対策タスクフォースによるデータ分析結果に基づく取組

希望どおりの保育所等を利用できていない保留児童の詳細なニーズを把握し、対策に繋げるため、令和4年4月の保留児童の詳細な分析と4つの対策の方向性を令和4年9月に公表しました。令和5年度は、4つの対策の方向性に基づく取組を具体的に進めていきます。

ア 1・2歳児の受入枠確保

1・2歳児の保留児童数は全年齢の約7割を占めており、きょうだい児が在園の方は同じ園を希望する方が多い傾向や、保育ニーズが高い地域では、希望園数が多くても保留となる方がいらっしゃいます。

このため、年度途中での入所につながる取組を進めるとともに、既存施設での1・2歳児の受入枠を拡大したうえで、なお不足する地域では新規整備を行うなど、市全体で1,295人分の受入枠を確保します。

【主な取組】

・0歳児から1歳児への定員振替の助成新設【拡充】

既存施設において、引き続き1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助を新設します。

・中規模な改修補助への助成件数の拡充【拡充】

既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を18か所に補助します。

・入所が可能な小規模保育事業への送迎支援【新規】

1・2歳児の新規申請が増加したことで保留児童が増加したことを踏まえ、新たな対策を開始します。1・2歳児で保留となった方が、自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用を助成します。

・整備が必要なエリアでの認可保育所等の整備【拡充】

大規模な宅地開発などにより、なお受入枠が不足する地域に、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備します。

・既存資源の活用策検討のための調査【新規】

少子化や今後の保育ニーズの変化を見据え、空き定員対策や整備手法など既存の資源の活用を検討するための調査等を実施します。

(整備量内訳)

凡例：【R4】令和4年度実績 【R5】令和5年度予算

取 組		【R4】	【R5】
I 既存の保育・教育資源の活用			
既存施設での定員拡大		120人	134人
II 保育所等の新規整備			
認可保育所		251人	526人
横浜保育室の認可移行支援等		51人	48人
認定こども園		252人	75人
地域型 保育事業	小規模保育事業	243人	416人
	家庭的保育事業	—	10人
III その他			
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲81人	▲22人
幼稚園等での預かり保育の拡充		200人	108人
企業主導型保育事業		286人	—
合 計		1,322人	1,295人

イ 一時預かり事業等の拡充

短時間就労の方や就労内定の方などは申請園数が多く、保育の利用意向が強いことが伺えます。この方々の中には、幼稚園預かりや一時預かりなどの利用で対応可能な場合もあるため、多様な保育ニーズに対応した預け先の確保も進めます。

【主な取組】

- ・ **一時預かり事業における0歳児の預かりに対する補助の拡充等【拡充】**
0歳児の預かりに対する施設への補助を拡充するほか、施設改修費に対する補助の新設等により、受入れ体制を強化します。
- ・ **幼稚園等における長時間預かりの拡充【拡充】**
私立幼稚園等預かり保育事業は新たに2園を認定予定です。私立幼稚園2歳児受入れ推進事業は新たに5園を募集します。

ウ 障害児・医療的ケア児の対応

園が障害児や医療的ケア児を受け入れるにあたっては、人員や設備など体制を整える必要があります。特に、医療的ケア児については医療的ケアに対応できる看護職員が配置されている施設に限られており、受入体制を整える取組を強化します。

【主な取組】

- ・ **「医療的ケア児サポート保育園」の認定【新規】**
看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに12園認定します。
- ・ **医療的ケア対応看護職員雇用費の拡充や施設改修費の新設等【拡充】**
医療的ケアを行う看護職員の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。
- ・ **保育士等及び保育支援者の追加配置への支援【拡充】**
本市の職員配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。

エ 選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上

保留児童の申請園数は、保育所等に入所できた方より少ない傾向にあり、一園のみ(単願)の方は、令和5年4月時点でも25%を占めています。

保育の質の向上に取り組むとともに、情報収集や園見学などを通して、希望施設をより多く記載していただくことが入所につながるため、次の取組を進めます。

【主な取組】

- ・ **園選びのための保育所等情報サイトの作成【新規】**
情報収集や園見学などを通じて希望施設の選択肢を広げるため、各保育所等の雰囲気や魅力を効果的に発信するウェブサイトを作成し、保護者の園選びを支援します。
- ・ **保育・教育コンシェルジュ相談に係るWEB予約【新規】**
保育・教育コンシェルジュへのご相談について、WEBでの予約を全区で開始し、保育を希望される保護者の方の利便性を向上するとともに、引き続き、個別のニーズに合った保育サービス等の情報提供による園選びの支援を実施します。
- ・ **園内研修等を援助・コーディネートする人材の育成【拡充】**
保育の質を向上する取組の柱の一つである「園内研修・研究」の充実を図るため、自・他園で園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材の育成を行います。
- ・ **幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業【拡充】**
幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区における園と小学校の協働による実践研究、カリキュラム開発等の成果を広く発信し、各園・校の実践の充実につなげます。

・ **保育士等及び保育支援者の追加配置への支援【拡充】【一部再掲】**

本市の職員配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。また、園児の安全を確保するため、登園時やプール活動時など人手が多く求められる時間帯に保育支援者を配置する場合の加算を新設します。

・ **登園管理システムの導入支援【拡充】**

認可保育所等に対する登園管理システム導入にかかる補助上限額を拡充するとともに、導入を推進するために補助要件を緩和します。また、認可外保育施設を対象に、新たに登園管理システム導入に係る費用の助成を実施します。

(2) **保育士・幼稚園等の保育者の確保**

保育所や幼稚園等で保育を担う保育士等の確保は、依然として困難な状況が継続しています。これから保育者を目指す方に本市の保育の魅力を感じてもらふことや、保育者が自信と誇りをもって長く働ける職場環境の構築に向けて、事業者が実施する採用と定着の取組への支援の継続、充実を図ります。

【主な取組】

・ **潜在保育士等への就労奨励金交付事業【新規】**

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

・ **「働きやすい環境づくり」を目的とした施設長向け研修【新規】**

保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマにした研修を実施します。

・ **保育士宿舎借上げ支援事業【拡充】**

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。

（申請件数【令和5年度予算】4,535戸【令和4年度実績】4,208戸）

・ **処遇改善**

引き続き、国の「処遇改善等加算Ⅱ」に併せて経験年数7年以上の要件を満たす全ての保育士等に月額4万円の処遇改善を実施します。また、公定価格に新たに設けられた「処遇改善等加算Ⅲ」に併せて、市として定める職員配置を満たすために市独自で行っている加算に係る部分等についても、本市独自助成を行います。

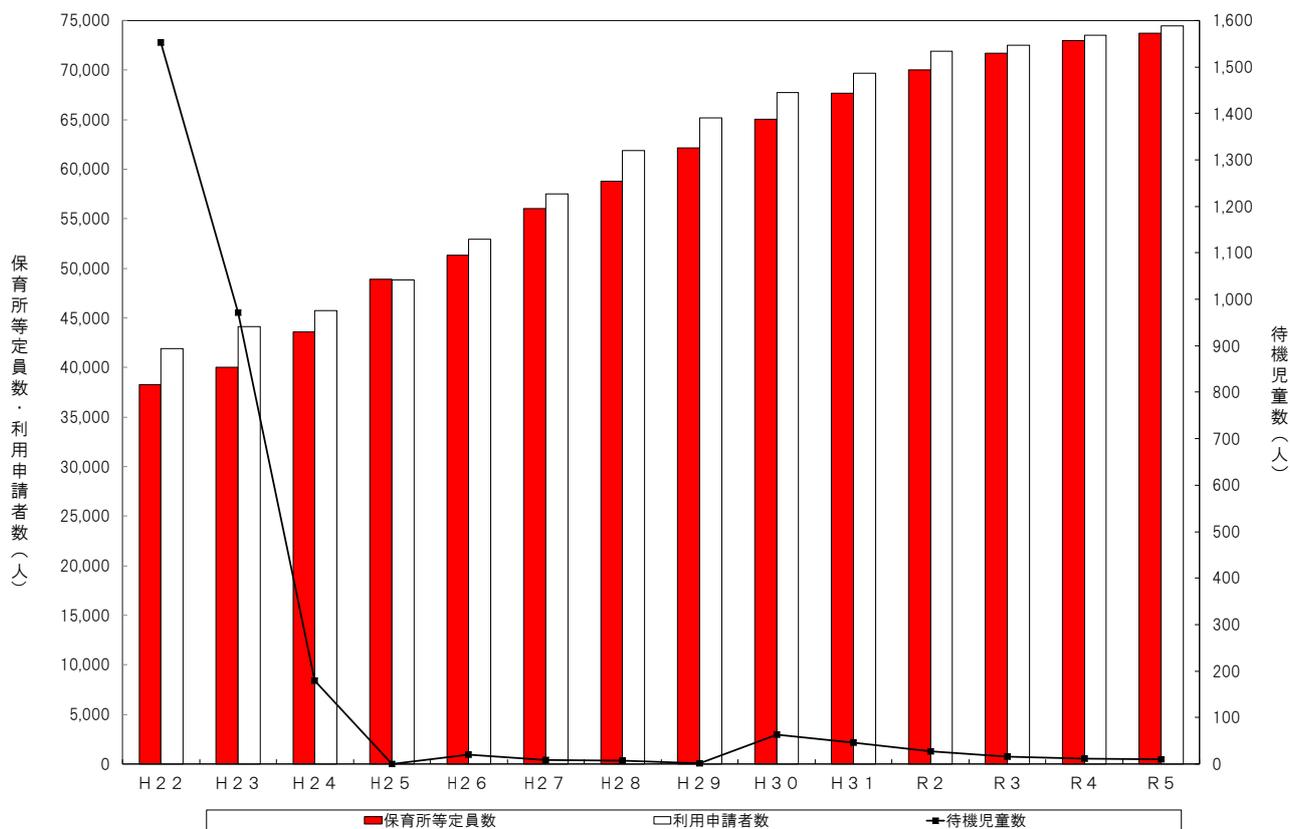
参考資料 1

令和5年度 区別保育所等の待機状況 —令和4年度との比較—

区名	令和4年4月1日現在						令和5年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	13,424	115	7,341	7,023	136	0	12,551	113	7,326	6,866	137	0
神奈川	10,609	86	5,499	5,213	190	0	10,159	87	5,470	5,252	225	1
西	4,613	39	2,105	1,994	75	0	4,430	41	2,128	1,988	133	1
中	5,310	46	2,382	2,161	76	0	5,011	45	2,364	2,126	105	0
南	6,886	48	2,939	3,053	160	2	6,621	48	2,935	3,063	147	2
港南	8,482	60	3,854	3,613	201	3	8,439	63	3,910	3,727	209	2
保土ヶ谷	8,003	55	3,776	3,684	158	1	7,749	56	3,823	3,684	137	0
旭	9,675	67	4,013	4,034	213	0	9,492	70	4,213	4,113	218	1
磯子	7,026	47	2,972	3,160	141	0	6,634	47	2,967	3,074	163	1
金沢	7,083	45	3,151	3,141	114	0	6,744	45	3,134	3,160	122	0
港北	17,677	149	9,291	9,014	337	4	17,322	154	9,471	9,171	425	1
緑	8,443	61	3,537	3,523	154	0	8,162	64	3,630	3,581	154	0
青葉	13,697	90	5,348	5,088	219	0	13,105	90	5,354	5,139	213	0
都筑	10,585	68	4,397	3,957	175	0	10,262	68	4,399	4,024	189	0
戸塚	13,416	97	5,858	5,766	238	1	12,890	99	6,011	5,887	273	1
栄	4,704	25	1,655	1,770	136	0	4,698	26	1,677	1,835	133	0
泉	6,312	46	3,009	2,645	120	0	6,300	47	3,040	2,709	119	0
瀬谷	4,839	32	1,839	1,762	94	0	4,763	33	1,857	1,837	121	0
合計	160,784	1,176	72,966	70,601	2,937	11	155,332	1,196	73,709	71,236	3,223	10

参考資料 2

待機児童数等の推移



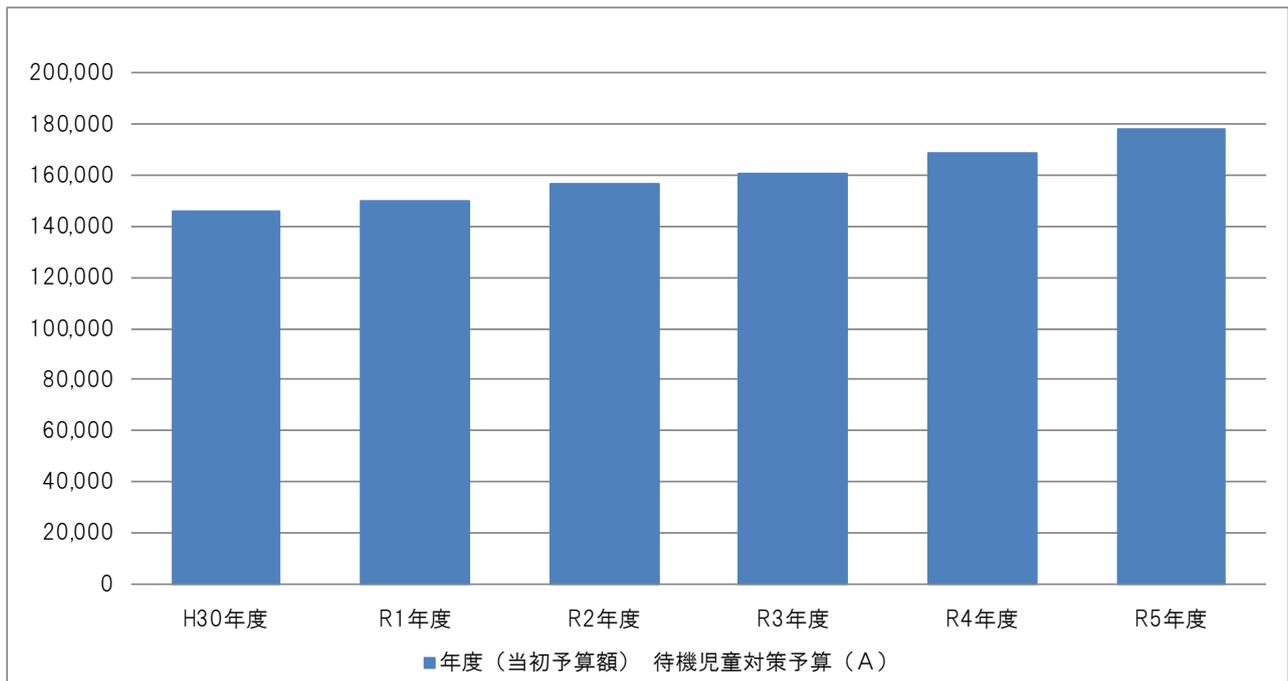
	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5
保育所等施設数	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063	1,106	1,146	1,176	1,196
保育所等定員数	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689	70,015	71,698	72,966	73,709
就学前児童数 (A)	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243	171,503	165,549	160,784	155,332
利用申請者数 (B)	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708	71,933	72,527	73,538	74,459
申請率 (B/A)	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%	41.9%	43.8%	45.7%	47.9%
利用児童数	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477	68,512	69,685	70,601	71,236
保留児童数	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231	3,421	2,842	2,937	3,223
待機児童数	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46	27	16	11	10

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

参考資料 3

平成 30 年度から令和 5 年度の待機児童対策予算の変遷



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
待機児童対策予算 (A)	146,229	149,869	156,437	160,854	168,756	178,149
うち保育所等運営費予算	133,525	137,198	143,613	148,415	156,572	165,275
横浜市一般会計予算 (B)	1,730,007	1,761,506	1,740,016	2,007,261	1,974,874	1,902,222
(A) / (B)	8.5%	8.5%	9.0%	8.0%	8.5%	9.4%

参考資料 4

利用調整基準

(基準の考え方)		
※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※ 1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。	F
2 産前産後	妊娠中の場合又は出産若しくは出産予定日の後 8 週間の期間にある場合。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 64 時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月 20 日以上かつ週 35 時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※ 1



第3期子ども・子育て支援事業計画 策定に向けたニーズ調査概要について

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

1 趣旨



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

現行の「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了することに伴い、令和5年度から次期計画（計画期間：令和7～11年度）の策定に向けた検討を行います。

計画の具体的な検討に先立ち、本市の子育て家庭の状況や意向を把握するため、子ども・子育て支援法等に基づき、子育て家庭を対象とした「利用ニーズ把握のための調査（以下、「ニーズ調査」）」の実施する予定です。

本日は、ニーズ調査の検討状況について報告いたします。

2 ニーズ調査の実施概要

(1) 調査の種類

- ①未就学児童の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査
- ②小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ調査

(2) 抽出方法・抽出数、実施時期

	R 5年度調査	参考：前回調査（H30年度）	
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出	【回収状況】
抽出数	(1)未就学児調査	約64,000人	28,721人 (回収率 45.8%)
	(2)小学生調査	約66,000人	30,738人 (回収率 46.3%)
	合計	約130,000人	59,459人 (回収率 46.1%)
実施時期	R 5年10月	H30年6月14日 対象者あて発送 H30年7月10日 調査回答期限	
回答方法	①郵送による回収 ②インターネット回答	郵送による回収	

※外国籍の方は、外国語（英語及び中国語）の調査票を別途作成し、郵送回収

3 調査項目検討の視点

横浜市の中期計画2022～2025の基本戦略では『子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ』を掲げています。

そのため、令和5年度のニーズ調査では、**横浜で子育てして良かったと実感していただけるような施策につなげる項目の追加**を検討します。

一方で、回答者の負担軽減や回収率の向上を図る観点から、**調査項目全体のスリム化**を図ります。

【参考】横浜市中期計画2022～2025の基本戦略

『子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ』

未来の横浜を担う次世代を育むことで、共に未来を切り拓く市民を増やし、都市の活力・持続可能性を高めます。

横浜に関わる様々な人・団体の皆様との協働・共創を通じて、横浜の魅力を更に高め、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指します

4 調査項目のスリム化について

調査項目のスリム化にあたっては、下記の2つの観点から、既存の設問（前回調査）の見直しを進めます。

- ① 「量の見込み」の算出に必要な設問など、優先度の高い項目を精査。
 <<削除項目の想定>>
 保護者の休日等の勤務状況、育児短時間勤務の取得状況 等
- ② 利用者向けの設問などは、利用者を対象とした他のアンケート・調査等の実施を検討。また、他の調査等で把握可能な項目の精査。
 <<削除項目の想定>>
 児童発達支援の利用状況、地域子育て支援拠点等の認知度 等

なお、具体的な調査項目については、次回の部会（7月14日）でご意見をいただく予定です。

【参考】他のアンケート・調査等

- 妊娠から出産にかかる支援のニーズに関する子育て世帯に対するアンケート調査
- 横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査
- 障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用者向けアンケート
- 家庭と子育てに関するコホート研究：ハラストディ（R4年度から5年間の継続調査）
 ※横浜市立大学と共同

5

4 未就学児調査のスリム化について



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

大項目【未就学児調査】	既存の設問数（枝問含む） ※前回調査
1 お子さんご家族の状況	9問
2 保護者の就労状況	10問
3 お子さんの障害、発達の状況	3問
4 日中の定期的な教育・保育事業の利用	13問
5 お子さんの病気の際の対応	8問
6 お子さんの不定期の教育・保育事業の利用、一時預かり等の利用	4問
7 地域における子育て支援等	7問
8 小学校就学後の放課後の過ごし方	2問
9 児童発達支援の利用	10問
10 育児休業など職場の両立支援制度	10問
11 妊娠・出産・子育て全般	19問
合計	95問

既存の設問数は、全体で半分程度のボリュームとなるよう見直しを検討

6

5 スケジュール（予定）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

	令和5年度												令和6年度																
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
次期計画の策定	→ 調査項目検討 (~6月)			● 調査票確定 (7月)							★ 結果公表 (3月)	→ 素案、量の見込み・確保方策の検討 (~8月)								● 素案公表 (10月)	→ パブコム (10月)	→ 原案検討 (11~1月)	● 原案公表 (2月)	● 計画策定 (3月)					
子ども・子育て会議	調査項目検討			部会 (7/14)	総会 (7/31)	令和4年度の点検・評価						総会 ニーズ調査 結果報告	素案、量の見込み・確保方策の検討						部会	総会	パブコム報告 原案検討						部会	総会	策定 報告 総会
				部会	総会							部会	総会	令和5年度の点検・評価						部会	総会								

令和 6 年 4 月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

保育所等を利用する場合には、児童福祉法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に基づき、市町村が利用調整を実施しています。

令和 5 年 3 月に令和 6 年 4 月入所に向けた利用調整基準の一部改正についてご報告差し上げていましたが、追加で利用調整基準について見直しを行いましたのでご報告します。

1. 「保育士等の子の優先的取扱い」に関連するランクの引き上げやランクの対象条件等の見直し

(1) 改正内容

本市では、待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、既存の保育・教育資源を最大限活用した上で保育所等の整備を進めていますが、その保育所等の業務に従事する保育士等の確保についても依然として課題となっています。

平成 30 年 4 月から保育士の子どもを対象に「ランクを一つ引き上げる」優先的取扱いを実施し、平成 31 年 4 月からさらなる保育士の子の優先的取扱いとして保育士ランク（A）を創設し、令和 5 年 4 月からはこれらの優先的取扱いの対象となる資格や施設・事業の拡充を行いました。

今回、さらに保育士等の確保を推進するため、以下の 3 点の見直しを行い、保育士等の就労につなげます。

ア ランクを二つ引き上げる優先的取扱い

イ 保育士等ランク（A）の就労日数・時間の要件の見直し

ウ 市外在住の保育士等は市内在住者と同様の取扱いとする見直し（4 月申請の場合も、一次利用調整の対象とする）

(2) 具体的な基準案

別表 2 「利用調整基準」 ※一部抜粋

現行		改正（案）	
父・母が保育できない理由、状況	ランク	父・母が保育できない理由、状況	ランク
9 保育士等 世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、 <u>月 20 日以上かつ週 35 時間以上</u> 保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（ <u>市外在住は除く</u> ）。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A	9 保育士等 世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、 <u>月 64 時間以上</u> 保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A

10 市外在 住	横浜市外に在住している場合（転入予 定者は除く）。	I	10 市外在 住	横浜市外に在住している場合（転入予 定者は除く）。 <u>※市外在住者で「9 保育士等」の要件 を満たす場合には当該ランクを適用 せず、市内在住者と同様にランクを 判定する。</u>	I
----------------	------------------------------	---	----------------	---	---

別表2-2 「その他の世帯状況」 ※一部抜粋

現行	改正（案）
<p>ランクの引上げに用いる指標 ※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。 ※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p>	<p>省略</p>
<p>(1)～(8) 省略 (9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く） ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。</p>	<p>(1)～(8) 省略 (9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）<u>（2つ引上げ）</u> ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。</p>

別表3 「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

現行	改正（案）
<p>保育士等</p>	<p>保育士等</p>
<p><u>元のランクが「9 保育士等」の場合。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>- 1</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>元のランクが「9 保育士等」で、就労している場合。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>- 1</u></p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>元のランクが「9 保育士等」で、就労開始予定の場合。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>- 3</u></p>

2. きょうだい在同一の保育所等の利用を申請する場合の優先的取扱い

(1) 改正内容

多子世帯が保育所等の利用申請をするにあたっては、きょうだいで同一の園を利用する希望が叶わないことがあります。特に、転入や保護者の新規就労、多胎児の場合には、同時に同一の保育所等内で枠を確保することがハードルとなり、課題となっています。

そこで、既にきょうだいが利用している保育所等を申請する場合にのみ適用する「ランクを一つ引き上げる」優先的取扱いを、きょうだいが同時に同一の保育所等に申請する場合にも適用します。

あわせて、調整指数についても、別の保育所等に申請する場合に比べて同一の保育所等に申請する場合により高くなるように整理し、多子世帯の支援につなげます。

現行基準（概要）

	同一の保育所等	別の保育所等
きょうだいが同時に申請（※1）	<u>調整指数 + 3（※2）</u>	調整指数 + 3
きょうだいの一部が入所後、 その他のきょうだいが申請	1 ランクアップ、調整指数 + 4	

※1…認可保育所等をきょうだいの育休により退所後、再度利用する場合に、育休対象となった児童の申請には + 4

※2…多胎児の場合は + 4

改正基準（概要）

	同一の保育所等	別の保育所等
きょうだいが同時に申請	<u>1 ランクアップ、調整指数 + 4</u>	調整指数 + 3
きょうだいの一部が入所後、 その他のきょうだいが申請		

(2) 具体的な基準案

別表 2 - 2 「その他の世帯状況」 ※一部抜粋

現行	改正（案）
ランクの引上げに用いる指標 ※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。 ※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。	省略
(1) ～ (6) 省略 (7) <u>既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合(きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。)</u> (8) ～ (9) 省略	(1) ～ (6) 省略 (7) <u>きょうだいが既に利用している保育所等（※）の利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。</u> <u>※認定こども園（教育利用）をすでに利用している場合を含む。</u> (8) ～ (9) 省略

別表3 「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

現行		改正（案）	
きょうだいの状況（いずれかひとつ）		きょうだいの状況	
<u>多胎児が同一の施設・事業の利用を申請する場合。</u>	<u>4</u>	<u>(削除)</u>	
<u>きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。</u>	<u>4</u>	<u>(削除)</u>	
<u>既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。（きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</u>	<u>4</u>	<u>(削除)</u>	
<u>既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。</u>	<u>3</u>	<u>(削除)</u>	
<u>(新規)</u>		<u>きょうだいが既に利用している保育所等（※）の利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。</u>	<u>4</u> <u>※認定こども園（教育利用）をすでに利用している場合を含みます。</u>
<u>(新規)</u>		<u>きょうだいが既に利用している保育所等以外に利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に別の保育所等の利用を申請する場合。</u>	<u>3</u>

3. 適用時期

令和6年4月入所の利用調整から適用する予定です。

4. 改正スケジュール

時期（予定）	内容
令和5年6月	児童福祉審議会 保育部会に報告
令和5年6～7月	市民意見公募
令和5年9月	基準改正
令和5年10月	利用案内配布
令和5年10月～	令和6年4月の利用調整から改正した基準を適用

別表2 「利用調整基準」 ※現行基準の抜粋

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。	F
2 産前産後	妊娠中の場合又は出産若しくは出産予定日の後8週間の期間にある場合。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

別表2-2 「その他の世帯状況」 ※現行基準の抜粋

ランクの引上げに用いる指標

※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。

※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。

- (1) ひとり親世帯等
 - (2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）
 - (3) 生計中心者が失業している場合
 - (4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児
 - (5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合
 - (6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）
 - (7) 既にきょうだい施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）
 - (8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合
 - (9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）
- ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

別表3 「調整指数一覧表」 ※現行基準の抜粋

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

4月1日一次利用調整の場合は、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1	
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1	原則、在園証明書等証明資料がある場合に限りします。
	きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で週4日以上預けている。(一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。)	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限りします。
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」のときは加点しません。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の親族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りします。
	別居の親族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。)	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5	
	単身赴任をしている場合。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
	元のランクが「1 就労のE又はF」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	
ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	
保育士等	元のランクが「9 保育士等」の場合。	-1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	多胎児が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4	
	きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園(保育利用)を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。(きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。)	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。	3	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位(①～⑨の順) ① 災害 ② 疾病・障害 ③ 就労 ④ 介護 ⑤ ひとり親等 ⑥ 就労(内定) ⑦ 就学等 ⑧ 出産 ⑨ 求職中
2	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。